

認定職業訓練事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、職業に必要な労働者の能力（職業能力）の開発及び向上の促進を図るため、認定職業訓練実施団体が行う法第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）の運営に要する経費並びに認定職業訓練実施団体又は市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が認定職業訓練のための施設及び設備を設置又は整備をするために要する経費について、当該認定職業訓練実施団体及び市町村に対し、予算の範囲内において認定職業訓練事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業主 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業、飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業又は飲食店を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主
- (2) 中小企業事業主の団体 団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体
- (3) 認定職業訓練実施団体 認定職業訓練を行う法第13条に規定する事業主等（ただし事業主にあつては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体及びその連合団体に限る）

(交付の対象等)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の算定基準等及び補助金の限度額は、別に定める。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、別に定める算定基準により算定して得た金額のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助事業年度の5月20日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、別表に掲げる補助事業の区分欄のうち施設費及び設備費に係る補助金の交付申請をしないときは、第3号の添付を要しないものとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 認定職業訓練施設・設備に係る設置・整備計画書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 配分された経費の20%以内の額の流用に伴う増減
 - ロ 短期間の訓練課程の補助対象人員の10%以内の減少
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具類については、第13に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産等を処分する場合には、別に定める方法により算定した額を県に納付させることがある。
- (7) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業に関する帳簿及び書類とともに、これを当該補助事業の完了の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(交付の決定等までの標準的処理期間及び通知)

第7 知事は、補助金交付申請書等を受理した日から起算して1か月以内に交付の決定（決定の変更、中止又は廃止を含む。）を行い、通知するものとする。ただし、補助金交付申請書等に不備があつたとき又は補助金交付申請書等の内容を実地に調査するなど時間を必要とするときは、その期間を延長することができるものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助事業実施年度の10月31日現在で別記様式第4号により作成し、翌月の11月10日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業の完了した日又は廃止の承認の日から1月を経過した日若しくは交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項により前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書
- (2) 補助事業経費の収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 仕入控除税額が確定した場合の補助金の返還は、次のとおり行うものとする。

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、別記様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

- (2) 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具類とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(財産等の管理及び処分等)

第14 財産等の管理及び処分等は、別に定めるところによる。

(書類の提出部数)

第15 この要綱により提出する書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 認定職業訓練事業費補助金交付要綱（昭和58年6月13日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

別表（第3第1項関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助率
1 運営費	<p>認定職業訓練実施団体が行う認定職業訓練の運営に要する経費で次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金又は手当に要する経費 2 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械及び器具類の設備の購入等に要する経費 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材の購入等に要する経費 5 集合して行う先端技術に関する技能の習得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費 6 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要かつ相当と認める経費 	3分の2以内
2 施設費（市町村又は認定職業訓練実施団体が認定職業訓練のための施設を設置又は整備する場合に限る。）	集合して行う認定職業訓練の学科又は実技の教室及び実習場等の施設を設置又は整備をするために要する経費	3分の2以内
3 設備費（市町村又は認定職業訓練実施団体が認定職業訓練のための設備を設置又は整備する場合に限る。）	集合して行う認定職業訓練の学科又は実技に使用する機械及び器具類の設置又は整備をするために要する経費	3分の2以内

年度認定職業訓練事業費補助金交付申請書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度において認定職業訓練事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり認定職業訓練事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金額 金 _____ 円

内 訳

(1) 運営費

イ 長期間の訓練課程 金 _____ 円

ロ 短期間の訓練課程 金 _____ 円

(2) 施設及び設備費

イ 施設費 金 _____ 円

ロ 設備費 金 _____ 円

別記様式第1号の1

1 総括表

(1) 運営費

イ 長期間の訓練課程

訓練科名	訓練生数	補助対象人員	経費総額	補助対象経費	補助金の申請額	備考
系 科	人	人	円	円	円	
小 計						
共同認定職業訓練充実化経費						
合 計						

ロ 短期間の訓練課程

訓練科名	コース数	訓練生数	補助対象人員	経費総額	補助対象経費	補助金の申請額	備考
			人	円			
計							

(2) 施設及び設備費

事業区分	経費総額	補助対象経費	補助金額の申請額	備考
施設費	円	円	円	
設備費				

別記様式第1号の2

2 運営費に係る事業実績書

(1) 長期間の訓練課程

イ 補助事業の実施期間 年 月 日から
 年 月 日まで

ロ 訓練生数

訓練科名	対象者	訓練期間	訓練生数				補助対象人員	備考
			総数	第1年度	第2年度	第3年度		
科			人	人	人	人		
計								

ハ 職業訓練指導員(講師を含む)

訓練科名	指導員総数	左欄のうち講師
科	人	人
計		

注 職業訓練指導員(講師を含む)は、集合訓練施設における職業訓練指導員数を記入すること。

二 訓練の教科及び訓練時間

訓練科 科 (中卒 年間 高卒 年間)

教科	教科の細目	対象者 年次 集分別	中 卒 者						高 卒 者					
			1 年		2 年		3 年		計	1 年		2 年		計
			集合	分散	集合	分散	集合	分散		集合	分散	集合	分散	
普通 学科														
	計													
系基礎 学科														
	計													
専攻 学科														
	計													
学 科 計														
系基礎 実技														
	計													
専攻 実技														
	計													
実 技 計														
総 合 計	集分別													
	総 計													

別記様式第1号の4

(2) 短期間の訓練課程

補助事業の実施期間 年 月 日から
 年 月 日まで

訓練科名 (コース名)	訓練時間	単位数 ①	1回 定員	年間 実施 回数	訓練生数 ②	補助対 象人員 (①×②)	備 考
	時間	単位	人	回	人	人	
計							

別記様式第1号の5

3 運営費に係る収支決算書

(1) 収入

イ 長期間の訓練課程

科 目	金 額	内 訳
	円	
計		

ロ 短期間の訓練課程

科 目	金 額	内 訳
	円	
計		

別記様式第1号の6

(1) 支出

イ 長期間の訓練課程（補助金 円）

科 目	総金額	科		科		科	
		補助金	補助率	補助金	補助率	補助金	補助率
		金 額	内 訳	金 額	内 訳	金 額	内 訳
	円	円		円		円	
計							

別記様式第1号の7

ロ 短期間の訓練課程(補助金 円) (補助率 %)

区分	科目	予算額	内 訳
1号経費		円	
	計		
	補助対象経費		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
2号経費			
	補助対象経費		※訓練生按分不要
3号経費			
	計		
	補助対象経費		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
4号経費			
	計		
	補助対象経費		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
5号経費			
	計		
	補助対象経費		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
補助対象経費 計			
補助対象外経費 計			
経費総額			

別記様式第1号の8

ロ 短期間の訓練課程（補助金 円）

※この様式は、以下の場合に用いる。
 ①職業能力開発促進法施行規則別表第3に係る
 ②同法施行規則別表第4に係るもの
 ③同法に係る施行規則別表第5に係るもの
 ④上記以外のうち、複数実施する場合

区 分	科 目	科				科				科			
		総金額		補助金	補助率	補助金		補助率	補助金		補助率		
		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
予算額		金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳				
1号経費		円	円			円			円				
	計												
	補助対象経費			計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}			
2号経費													
	計												
	補助対象経費			計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}			
3号経費													
	計												
	補助対象経費			計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}			
4号経費													
	計												
	補助対象経費			計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}			
5号経費													
	計												
	補助対象経費			計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}		計*{(補助人員)/(全訓練生数)}			
補助対象経費 計													
補助対象外経費 計													
経費総額													

付属資料 1 (別記様式第 1 号、第 4 号、第 5 号関係)

認定職業訓練実施状況表

訓練校名 _____

訓練の種別 ①	訓練課程種別 ②	訓練科(コース)名 ③	訓練期間 ④	訓練年次 ⑤	訓練日数 ⑥	訓練計画時間 ⑦	訓練実施時間 ⑧	所属事業所名 ⑨	事業主名 ⑩	訓練生名 ⑪	生年月日 ⑫	雇用年月日 ⑬	雇用保険の被保険者番号 ⑭	訓練出席時間数 ⑮	出席率 ⑯	修了・中退の別		備考
																修了	中退	
					()	()	()							()	()			

(注)

1. 認定職業訓練事業として実施した訓練生全員を記入し、科・コースごとに「訓練生」欄左に番号を付すこと。
2. ⑥⑦⑮⑯の欄には、集合訓練に係る分について記入すること。長期間の訓練課程にあっては、⑥⑦⑧⑮⑯の欄に分散訓練の時間数等を()書きで記入のこと。
3. 中小企業に雇用される労働者以外の訓練生については、「備考」欄に「大企業」「事業主(役員の場合も含む)」「雇用関係なし」「一人親方」等に区分して記入すること。
4. 「雇用保険の被保険者番号」欄には、「4桁-6桁-1桁」の数字が正しい被保険者番号であることから、これ以外の桁数については確認の上、正しく記入すること。
5. 出席率の算定については、少数点以下切り捨てのこと。

付属資料 2

訓練科数及び訓練生数調べ（区分ごと合計値を記入）

訓練の種類	訓練課程名	訓練科数 (コース数)	訓練生数	
			延べ定員	補助対象人員
普通職業訓練	普通			
	短期	()		

別記様式第2号

年度 認定職業訓練事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で認定職業訓練事業費補助金の交付決定のありました認定職業訓練事業について、事業の内容（経費配分等）を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 運営費

(1) 変更の理由

(2) 変更の内容

2 施設及び設備費

(1) 変更の理由

(2) 変更の内容

別記様式第2号の4

3 事業に要する経費

(1) 収入

イ 長期間の訓練課程

科 目	金 額			内訳 (変更後)
	当 初 ①	変 更 ②	差引 (②-①)	
計				

別記様式第2号の7

ロ 短期間の訓練課程

補助金	当初①	変更②	差引(②-①)
	円	円	円

科目	金額			内訳(変更後)
	当初①	変更②	差引(②-①)	
計				

別記様式第2号の附表

変更しようとする補助金の額

区 分		① 当 初 交 付 申 請 額	② 変 更 交 付 申 請 額	(②-①) 差 引 額
運 営 費		円	円	円
内 訳	長 期 間 の 訓 練 課 程			
	短 期 間 の 訓 練 課 程			
施 設 及 び 設 備 費				
内 訳	施 設 費			
	設 備 費			
合 計				

別記様式第3号

年度 認定職業訓練事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で認定職業訓練事業費補助金の交付決定のありました認定職業訓練事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

別記様式第4号

年度 認定職業訓練事業実施状況報告書

第 年 月 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で認定職業訓練事業費補助金の交付決定のありました認定職業訓練事業の実施状況について、補助金等交付規則第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別記様式第4号の1

1 運 営 費

(1) 職業訓練生の増減

イ 長期間の訓練課程

訓練科及び訓練期間	対象者	計画等の区分	訓 練 生 数				修了者数
			総数	第1年度	第2年度	第3年度	
		計画	人	人	人	人	
		現員					
		増減					
		計画	人	人	人	人	
		現員					
		増減					
		計画	人	人	人	人	
		現員					
		増減					
計		計画	人	人	人	人	
		現員					
		増減					

ロ 短期間の訓練課程

訓 練 科	訓 練 生 数					備 考
	計画補助対象人員	実施補助対象人員			補助対象人員の増減	
		実施済	今後実施予定	計		
計						

別記様式第4号の2

ハ 短期間の訓練課程

訓練科名 又は科目 (コース名)	訓練 時間	単位数 ①	予定 (申請時)		実 施						備 考	
			定 員	補助対 象人員	実施済分			今後実施予定分		計		
					実 施 年月日	実施人員	補助対 象人員	実 施 年月日	予定人員	補助対 象人員		補助対象人員
②	③ (①×②)		④	⑤ (①×④)		⑥	⑦ (①×⑥)	⑧ (⑤+⑦)				
計												

※ 訓練科名又は科目 (コース) 名、実施人員、予定人員は1回ごと記入すること。

別記様式4号の3

(1) 補助事業に要する経費の収支状況

イ 収入

(イ) 長期間の訓練課程

科 目	予 算 額 ①	収入済額②	収入 未済額(①-②)	備 考
	円	円	円	

(ロ) 短期間の訓練課程

科 目	予 算 額 ①	収入済額②	収入 未済額(①-②)	備 考
	円	円	円	

年度認定職業訓練事業費補助金実績報告書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（産人）指令第 号で認定職業訓練事業費補助金の交付決定の通知のありました認定職業訓練事業については、下記のとおり実施しましたので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金額 金 _____ 円

内 訳

(1) 運営費

イ 長期間の訓練課程 金 _____ 円

ロ 短期間の訓練課程 金 _____ 円

(2) 施設及び設備費

イ 施設費 金 _____ 円

ロ 設備費 金 _____ 円

別記様式第5号の1

1 総括表

(1) 運営費

イ 長期間の訓練課程

訓練科名	訓練生数	補助対象人員	経費総額	補助対象経費	補助金の申請額	備考
系 科	人	人	円	円	円	
小 計						
共同認定職業訓練充実化経費						
合 計						

ロ 短期間の訓練課程

訓練科名	コース数	訓練生数	補助対象人員	経費総額	補助対象経費	補助金の申請額	備考
			人	円			
計							

(2) 施設及び設備費

事業区分	経費総額	補助対象経費	補助金額	備考
施設費	円	円	円	
設備費				

別記様式第5号の2

2 運営費に係る事業実績書

(1) 長期間の訓練課程

イ 補助事業の実施期間 年 月 日から
 年 月 日まで

ロ 訓練生数

訓練科名	対象者	訓練期間	訓練生数				補助対象人員	備考
			総数	第1年度	第2年度	第3年度		
科			人	人	人	人	人	
計								

注 備考欄には中途退校者数を記入すること。

ハ 職業訓練指導員（講師を含む）

訓練科名	指導員総数	左欄のうち講師
科	人	人
計		

注 職業訓練指導員（講師を含む）は、集合訓練施設における職業訓練指導員数を記入すること。

別記様式第5号の4

ホ 訓練生出席状況

訓練科名	延訓練時間 (A)	延出席時間 (B)	出席率 (B/A×100)
	時間	時間	%
	時間	時間	%
	時間	時間	%
	時間	時間	%
	時間	時間	%
	時間	時間	%

注 出席率の算定については、小数点以下は切り捨てること。

別記様式第 5 号の 5

(2) 短期間の訓練課程

補助事業の実施期間 年 月 日から
 年 月 日まで

訓練科名 (コース名)	訓練時間	単位数 ①	1 回 定員	年間 実施 回数	訓練生数 ②	補助対 象人員 (①×②)	備 考
	時間	単位	人	回	人	人	
計							

別記様式第5号の6

3 運営費に係る収支決算書

(1) 収入

イ 長期間の訓練課程

科 目	予算額	決算額	増減額	内 訳
	円	円	円	
計				

ロ 短期間の訓練課程

科 目	予算額	決算額	増減額	内 訳
	円	円	円	
計				

別記様式第5号の8

ロ 短期間の訓練課程(補助金 円) (補助率 %) (円)

区分	科目	予算額	決算額	増減額	内 訳
1号経費		円	円	円	
	計				
	補助対象経費				計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
2号経費					
	補助対象経費				※訓練生按分不要
3号経費					
	計				
	補助対象経費				計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
4号経費					
	計				
	補助対象経費				計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
5号経費					
	計				
	補助対象経費				計*{(補助人員)/(全訓練生数)}
補助対象経費 計					
補助対象外経費 計					
経費総額					

付属資料1 (別記様式第1号、第4号、第5号関係)

認定職業訓練実施状況表

訓練校名 _____

訓練の種別 ①	訓練課程種別 ②	訓練科(コース)名 ③	訓練期間 ④	訓練年次 ⑤	訓練日数 ⑥	訓練計画時間 ⑦	訓練実施時間 ⑧	所属事業所名 ⑨	事業主名 ⑩	訓練生名 ⑪	生年月日 ⑫	雇用年月日 ⑬	雇用保険の被保険者番号 ⑭	訓練出席時間数 ⑮	出席率 ⑯	修了・中退の別		備考
																修了	中退	
					()	()	()							()	()			

(注)

1. 認定職業訓練事業として実施した訓練生全員を記入し、科・コースごとに「訓練生」欄左に番号を付すこと。
2. ⑥⑦⑮⑯の欄には、集合訓練に係る分について記入すること。長期間の訓練課程にあつては、⑥⑦⑧⑮⑯の欄に分散訓練の時間数等を()書きで記入のこと。
3. 中小企業に雇用される労働者以外の訓練生については、「備考」欄に「大企業」「事業主(役員の場合も含む)」「雇用関係なし」「一人親方」等に区分して記入すること。
4. 「雇用保険の被保険者番号」欄には、「4桁-6桁-1桁」の数字が正しい被保険者番号であることから、これ以外の桁数については確認の上、正しく記入すること。
5. 出席率の算定については、少数点以下切り捨てのこと。

付属資料 2

訓練科数及び訓練生数調べ（区分ごと合計値を記入）

訓練の種類	訓練課程名	訓練科数 (コース数)	訓練生数	
			延べ定員	補助対象人員
普通職業訓練	普通			
	短期	()		

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

認定職業訓練実施団体 代表者 氏 名

年度認定職業訓練事業費補助金補助事業に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け宮城県（産人）第 号をもって交付決定された標記補助金にかかる消費税
及び地方消費税に係る仕入控除額については、次のとおり報告します。

- 1 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第13条の規定による確定額又は事業実施報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。